

弁護士に相談する前に知っておきたいこと

公益委員 田中 佐和子

弁護士に相談してみようと思ったことはありますか？

もちろん、弁護士に関わることなく生活できることは、幸せなのですが、社会生活では、ときに様々な困ったことや悩み事に出会うことがあります。

そこで、そのような場合に備えて知っておいてほしいことを書いていこうと思います。

1 法律相談を受けてみる

そもそも問題が法律上の権利義務に関わることなのかわからない、または、法律上の問題について考えられる方法などのアドバイスを受けたいという場合には、まず法律相談を受けてみるとよいと思います。

知人の紹介や、弁護士会、法テラスなどで弁護士を探すことができます。弁護士事務所に電話をかけて相談予約を入れる際には、相談料の確認をしておくことがよいでしょう。相談は、30分5000円というのが一般的ですが、市役所など行政主催の法律相談は無料で利用することができます。

弁護士には守秘義務がありますので、その点は安心です。

2 弁護士に依頼する場合

法律相談を受けるなどして、事件を弁護士に依頼する場合は弁護士と委任契約を結びます。正式に事件を依頼すると、その弁護士との委任関係はある程度長期にわたりますので、お互いの信頼関係が重要になります。法律相談を受けた弁護士が事件を引き受けるとは限りませんし、相談者が別の弁護士の話も聞きたいという場合もあります。いずれにしても、自分に不利な事情もあわせて話をすることができるか、弁護士ときちんと話し合うことができるかはその後の事件処理に大きく影響するので、相談対応などから信頼できるか判断してください。

また、委任契約にあたって、契約の条件や弁護士費用について明確に説明を受け、委任契約書を取り交わすことも大切です。

3 講座などに出かけてみる

さしあたって、幸い法律相談を受けようかと思うほどの状況になくても、弁護士に接してみるのもよいでしょう。最近は公民館や行政主催の講座に弁護士を派遣することも多くなっています。消費者問題（詐欺や訪問販売など）や相続に関するものが主ですが、法律の知識を身につけることにもなりますし、いろいろなタイプの弁護士がいることを実感できるよい機会です。講座の休憩時間や質疑応答の時間がある場合には、直接話してみると弁護士を身近に感じると思います。

4 労働問題の場合

最後に、県労働委員会も、「労働に関する無料相談会」を定期開催しています。抱えている問題が、労働者と事業主の間の労働に関するものであるときは、この相談会の利用をお勧めします。当然秘密厳守ですし、公益委員（弁護士等）のほか労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社経営者等）と一緒に相談に応じています。

相談の事案によっては、その後、問題解決のために「あっせん」を利用することもできます。相談会と同じく各委員が関与する三者構成になっていますので公正に行われますし、無料で利用することができる制度です。

まずは、困っている方は一人で悩まねずに相談会に出かけてみてください。また、知人の方が悩んでいる場合には相談会の利用を勧めてみてください。